

若者の市内就職促進に向けた大学生と市内企業との接点創出業務
公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

若者が市内企業の情報や魅力に触れる機会が十分でなく、就職先としての選択肢に入りづらい状況にある。また、市内企業の約7割で計画どおりの人材採用ができていないなど、人材確保が大きな課題となっている。こうした状況を踏まえ、大学低学年から就職活動期までの各段階において、学生と市内企業との接点を計画的に創出する取組を通じて、学生に市内企業で働く具体的なイメージを形成させるとともに、市内企業への就職志望度を向上させ、若者の市内就職促進と企業の人材確保を支援することを目的とする。

2 業務の概要

- (1) 業務名 令和8年度静経商商委第1号
若者の市内就職促進に向けた大学生と市内企業との接点創出業務
- (2) 業務内容 別紙「委託仕様書」のとおり
- (3) 委託期間 契約の日から令和9年3月19日（金）まで
- (4) 契約上限額 3,000千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）を上限とする。
- (5) 支払方法 業務完了後の一括払い

3 プロポーザルに参加する者に必要な資格に関する事項

申請日から見積執行（徴取）日までの間、次に掲げる条件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) 暴力団員等（静岡市暴力団排除条例（平成25年静岡市条例第11号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）の配偶者（暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）及び暴力団員等と密接な関係を有するものでないこと。
- (4) 静岡市入札参加停止等措置要綱（平成31年4月1日施行）による入札参加停止措置の期間中でないこと。
- (5) 直近の1年間において、法人税、消費税及び地方消費税、市税（静岡市に対し納付義務があるもの）を滞納していないこと。
- (6) 仕様書に合致した業務を確実に実施できる者であること。仕様書の一部業務において、委託者の承認を受けた場合に限り、再委託することも可能とする。
- (7) 直近5年以内に、仕様書に関する類似事業の実績を有すること。
- (8) 本業務を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有すること。

4 審査スケジュール（案）

内容	期間	注意事項
公募開始 （実施要領等の公開）	令和8年3月27日（金）	静岡市ホームページにて公開
質問受付期間及び回答方法	令和8年3月27日（金）～ 4月9日（木）17時まで	質問書【様式5】を提出してください。 ※詳細は「5」に記載のとおり
提出書類一式（企画提案書含む）の提出	令和8年5月1日（金） 17時まで	提出書類一式を提出してください。 ※詳細は「6」に記載のとおり
ヒアリング審査の開催通知	令和8年5月上旬	申込者全員に電子メールにて通知します。
ヒアリング審査	令和8年5月下旬	※詳細は「8」に記載のとおり
審査結果の通知	ヒアリング審査終了後1週間後 を目途に	ヒアリング審査の参加者全員に、電子メールにて通知します。

5 質問受付及び回答方法について

本実施要領等の内容について不明な点がある場合は、「質問票」【様式5】に記載のうえ、以下URLから提出すること。電話又は電子メール等での提出は受け付けない。

〈URL〉 <https://logoform.jp/form/79j2/1472760>

- (1) 受付期間 令和8年3月27日（金）から4月9日（金）17時まで
- (2) 回答方法 令和8年4月17日（金）までに、静岡市ホームページに公開する。

6 提出書類等

提出書類については、以下URLから提出すること。郵送又は電子メール等での提出は受け付けない。

〈URL〉 <https://logoform.jp/form/79j2/1472743>

- (1) プロポーザル参加申請書【様式1】
- (2) 会社概要書【様式2】
- (3) 類似事業実績報告書【様式3】
- (4) 暴力団排除に関する誓約書兼同意書【様式4】
- (5) 現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書（直近3か月以内のもの）※コピー可
- (6) 貸借対照表、損益計算書（直近1年分）の写し
- (7) 納税証明書（申請日前3か月以内に証明されたもの）※コピー可
 - ①国税：「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明書
 - ②市税：静岡市に納税義務がある場合は、法人市民税納税証明書と固定資産税納税証明書
- (8) 企画提案書

(9) 参考見積書（事業実施に係る経費の内訳が分かる書類）※金額は税込みで記載すること。

7 企画提案書について

次の事項に留意して企画提案書を作成すること。

(1) 書式等

- ①スライドサイズはA4横とし、データ形式は.pdf とすること。
- ②企画提案書のページ制限は設けないが、15分以内で説明できる内容とすること。
- ③目次を作成し、各ページの下部に通し番号を付すること。

(2) 企画提案を求める事項

別紙の仕様書を踏まえ、本事業の達成に必要と考える取組や手法等を具体的に記載すること。下記①～④の事項の記載は必須とする。

なお、仕様書の内容は現時点での予定であり、今後提案内容や協議により変更する可能性があるため、留意すること。

- ①業務の実施体制及び業務スケジュール
 - ア 業務を行うにあたっての人員体制
 - イ 業務遂行スケジュール
- ②大学1、2年生の低学年次からの市内企業との接点づくりに関すること
 - ア 参加企業の選定方針及び選定方法
 - イ 参加学生の募集方法
 - ウ 接点づくりの実施手法・取組内容（実施時期及びその時期を設定した理由を含む）
- ③大学3年生のインターンシップ受入環境強化及びマッチング支援
 - ア 参加企業の募集方法
 - イ 企業に対する個別支援の手法
 - ウ 学生とのマッチングの手法
 - エ 報告会の開催内容
 - オ イ～ウについての実施時期及びその時期を設定した理由
- ④効果検証の実施手法

(3) その他留意事項

- ①専門用語には注釈をつける等、わかりやすい表現で記載すること。
- ②企画提案書の提出は、1社につき1提案とする。
- ③企画提案書に示す内容は、企画提案者の責任をもって契約後必ず対応することとする。企画提案書に示す内容の実施有無などは、委託者との協議によって決定するため、委託者の指示に従うこと。

8 ヒアリング審査

(1) 実施方法

プレゼンテーション形式で実施し、現地参加又はオンラインでの発表（ハイブリッドでの参加も可）とし、以下のとおり実施する。

①時間配分の目安

- ア 準備 5分以内
- イ 説明 15分以内
- ウ 質疑応答 10分以内

②プレゼンテーションの参加者は、原則3名以内とする。

③提出期限までに提出された「企画提案書」を用いての説明とする。モニター、HDMIケーブル及びパワーポイント用のパソコンは市で用意するが、持参したパソコン（HDMI端子付属）の使用も可とする。

④提出された企画提案書の書類及びプレゼンテーションの内容については、非公開とする。

(2) 開催日時・場所

①日時 令和8年5月中～下旬 詳細な日時及び場所は別途通知します。

②場所 静岡市役所 清水庁舎（静岡市清水区旭町6番8号）

※会場にご案内しますので、清水庁舎5階 商業労政課へお越しください。

(3) 評価者

市が設置するプロポーザル審査会（以下「審査会」という。）における審査員が評価者となる。

(4) 企画提案の評価

企画提案の評価は、プレゼンテーションにより以下の手順で行う。このため、別紙プロポーザル審査基準の審査項目を参考にして、プレゼンテーションを行うこと。

①提案者は、市が設置する審査会の審査員に対して、企画提案書のプレゼンテーションを行う。

②審査は、各審査員の採用結果の合計点を評価し、得点が最も高い者を候補者とする。

③得点が最も高い者が複数いる場合は、該当者のうち、最も多くの審査員から第1順位に評価された者を候補者とする。

④第1順位の数も同数であった場合には、該当者の中から審査員の多数決により候補者を選定する。

⑤提案者が1者であっても本プロポーザルは整理するものとするが、審査の結果、審査員すべての採点の合計点数が7割未満の場合は、本業務の契約候補者として選定しない。

⑥審査会は非公開とする。

(5) 最終審査結果

①審査結果の通知

令和8年5月下旬に、参加者全員に対して電子メールにて通知する。

公表項目は、原則として提案者の順位、点数等を対象とする。なお、提案者名は非公表とする。

②審査結果の公表

市は、審査結果の内容について、市ホームページで公表する。

9 失格条件

次の事項に該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出すべき書類に不足や虚偽の記載があった場合
- (2) ヒアリング審査の集合時刻に集合しなかった場合
- (3) 審査の透明性・公平性を害する行為があった場合
- (4) その他この書面に示した条件に適合しない場合

10 その他

- (1) 提出された書類は、返却しない。
- (2) 提出書類作成、プレゼンテーションに係る費用は、提案者の負担とする。
- (3) 提出期限以降に、関係書類の差し替えや再提出は認めない。
- (4) 提出書類作成等のために市から入手した資料等がある場合は、市の了解なく使用及び公表することはできない。
- (5) 提出書類について、市は背根知手続きに必要な範囲において複製することがある。
- (6) 提出書類は、契約候補者選定の目的以外に使用しない。ただし、静岡市情報公開条例（平成15年4月1日条例第4号）第7条に基づき、開示請求があったときは、法人等の競争上又は事業運営上の利益や地位を不当に害すると認められる等不開示情報を除いて、請求者に開示する。

11 問合せ先

〒424-8701

静岡市清水区旭町6番8号 静岡市役所 清水庁舎 5階

経済局商工部商業労政課 雇用・産業人材係 担当者：岡村、山梨、池谷

電話：054-354-2430

メール：shogyo@city.shizuoka.lg.jp